

# 笠松町地域公共交通会議について

資料1

当町の公共交通会議の位置付け

## 道路運送法（根拠条文）

道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するための会議



## 笠松町地域公共交通会議設置要綱〔一部抜粋〕 （今回の会議開催理由）

- 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。
- （1） 本町の公共交通政策の推進に関すること。
  - （5） その他生活交通の確保に関する必要な事項